破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１９５号
三重県四日市市中川原２丁目１番８号ロイヤルコート103、前住所三重県四日市市日永西２丁目14番１号
債務者　伊東　宏高
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第８号
群馬県前橋市西片貝町４丁目21番地３
債務者　石田　　裕
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　香里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３７４号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目33番38号
債務者　尾田原裕子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河口友一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１７号
高知市旭町１丁目55番地　パゴダテラス802
債務者　下元　公一
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　法貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２７３号
愛知県みよし市三好丘１丁目21番地１　ハイツ三好ケ丘３Ａ号
債務者　井園　大樹
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１７号
和歌山県岩出市高塚85番地
債務者　山本　昌代
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３７８号
和歌山県橋本市胡麻生442番地の１　メゾン・モンシェリＢ102号
債務者　西　　五大
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８１号
和歌山市三木町中ノ丁９番地　グランドハイツみきまち705号
債務者　中村　尚史
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８５号
和歌山市北島55番地の２　403号
債務者　吉田多香美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６５号
千葉県白井市冨士136番地の17　マインド白井103号
債務者　水本　寛一
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１２号
千葉県四街道市千代田１丁目18番９号
債務者　辻尾　　浩
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２１号
千葉県佐倉市大崎台３丁目４番地10　トクスイハイツ202
債務者　三角　英明
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２８号
千葉県成田市本三里塚216番地　209号
債務者　久保田浩司
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第９号
高知市高須新町２丁目１番24号　ＭＫビル北棟西202
債務者　南部　弘美
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４号
高知市長浜6557番地155
債務者　山﨑　則道
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７７４号
東京都小平市回田町252番地
債務者　横田　　純
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８号
愛知県田原市伊良湖町恋路浦2805番地22
債務者　伊良湖ホテルこと　糟谷　吉弘
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部